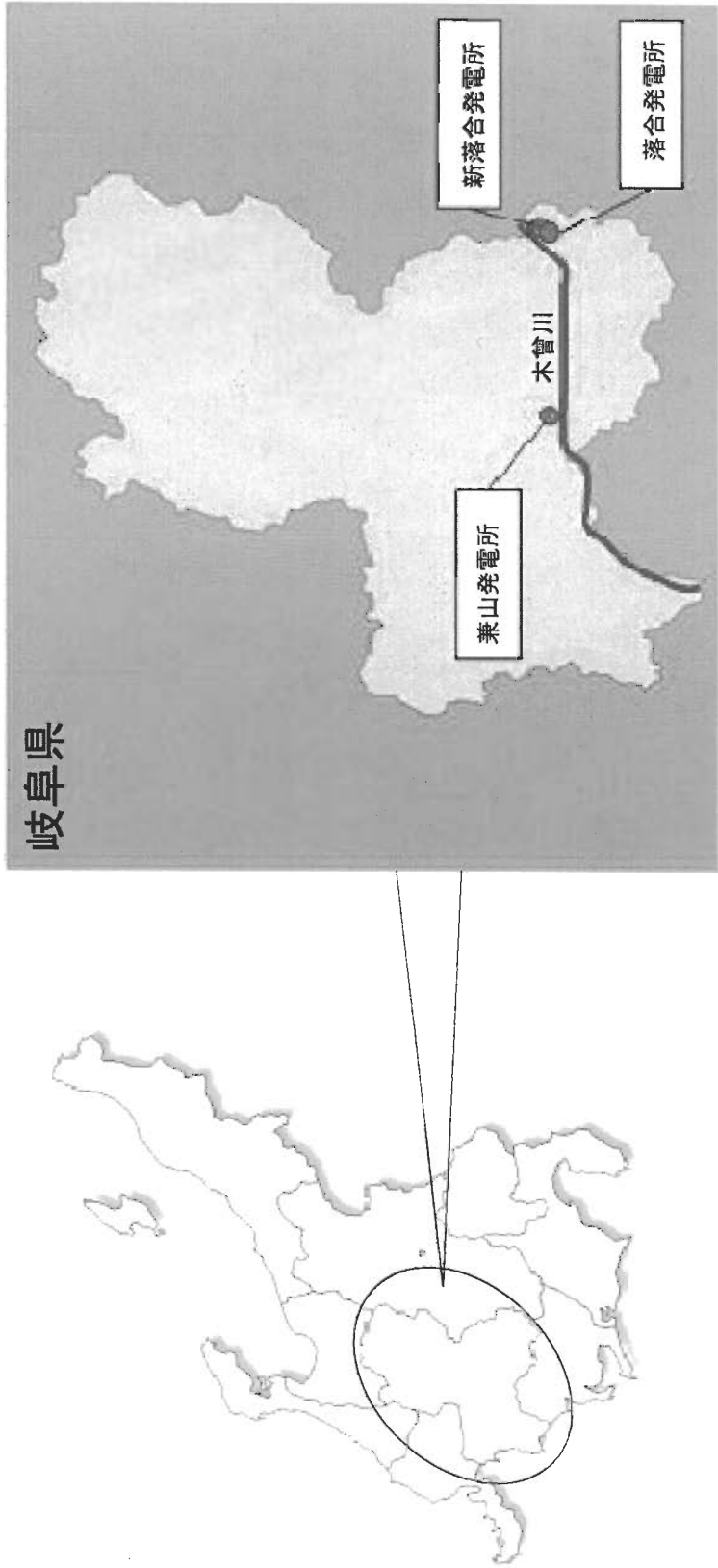


平成19年2月23日  
国土交通省中部地方整備局

## お 知 ら せ

1. 件 名：関西電力(株)落合発電所、新落合発電所及び兼山発電所に対する立入検査結果等について
2. 概 要： 関西電力(株)の落合発電所、新落合発電所及び兼山発電所において、河川法の許可を得ずに河川から直接取水して、発電機の冷却水等として使用しているとの報告を受けたことについて、昨日、立入検査を実施した結果、その事実を確認しましたので、本日、当該冷却水等の取水を停止するよう指示を行いましたので、お知らせします。
3. 対象発電所：落合発電所、新落合発電所、兼山発電所
4. 参考資料：発電所位置図
5. 同時配布：この資料は中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブに同時配布しています。
6. 問合せ先：国土交通省中部地方整備局河川部
  - 広域水管理官 TEL 052-953-8146
  - 水政課長 TEL 052-953-8146
  - 河川管理課長 TEL 052-953-8155

# 発電所位置図



国土交通省 近畿地方整備局

資料配付

配付日時

平成19年 2月23日  
14時00分

件名

昨日関西電力（株）の水力発電所で行った現地調査の結果等  
について

概要

平成19年2月21日に事前にお知らせしていましたが、関西電力（株）の2  
発電所を現地調査した結果、同社からの報告のとおり、発電用水とは別に河  
川から違法に取水していた事実を確認しましたので、本日、河川法第77条  
第1項の規定に基づき、河川監理員から同社に対し文書により是正指示を行  
いました。

取り扱い

テレビ・ラジオ : \_\_\_\_\_  
新聞 : \_\_\_\_\_

配布場所

近畿建設記者クラブ  
大手前記者クラブ  
-----  
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者ク  
ラブクラブ所属で資料が必要な方は、近畿地方整備局記者クラブ  
調(06-6942-1141内線2811)にお問い合わせ願います。

問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部  
水政課長 (内線3551)  
電話：06-6942-1141 (代表)  
06-6942-0137 (直通)  
河川環境課長 (内線3651)  
06-6942-0608 (直通)

平成19年 2月23日  
近畿地方整備局河川部 水政課  
河川環境課

関西電力（株）荒川発電所及び奥吉野発電所の  
現地調査結果及び取水停止指示書の交付について

○昨日、平成19年2月14日に関西電力（株）から河川法第78条第1項の規定に基づく報告のあった発電所（59ヶ所）のうち、許可を受けずに河川から常時取水を行っている2つの発電所について、取水施設等を確認するため、現地調査を行いました。

○調査結果は下記のとおりです。

1. 荒川発電所：一級河川安曇川から河川区域に井戸を設置し、河川水を取水して、発電所の雑用水に使用していた。  
（河川法第23条、第24条、  
第26条第1項及び第55条第1項違反）
2. 奥吉野発電所：一級河川松葉川からポンプ施設等により河川水を取水して、開閉所の機器冷却水及び雑用水に使用していた。  
一級河川瀬戸川の瀬戸ダム漏水測定ピットより取水し、瀬戸ダム管理所の雑用水に使用していた  
（河川法第23条、第24条及び第26条第1項違反）

○上記のとおり河川法に違反して取水している事実を確認しましたので、本日、河川法第77条第1項の規定に基づき、河川監理員から文書により同社に対し、別紙記載の取水を停止するよう（ただし発電所の常駐員の生活に不可欠な当該流水の占用及び当該工作物の使用を除く）指示を行いました。

○これら2発電所以外の不適切事案につきましても、今後事案毎に適切に対応していきます。

## 別紙

No	水系名	河川名	発電所名	所在府県	主な無許可取水
1	淀川	安曇川	荒川発電所	滋賀県	雑用水
2	新宮川	松葉川	奥吉野発電所	奈良県	機器冷却水等
		瀬戸川			雑用水